

廃棄物の焼却処理の試行に関する契約書

逗子市と葉山町は、平成 28 年 7 月 29 日付け「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化に係る覚書」及び平成 29 年 6 月 30 日付け「逗子市と葉山町のごみの共同処理方針について」に基づき、廃棄物の焼却処理の試行について、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第 1 条 逗子市と葉山町は、逗子市の一般廃棄物処理基本計画に支障のない範囲内において、葉山町から排出される廃棄物の焼却処理を逗子市環境クリーンセンター（逗子市池子 4 丁目 956 番地。以下「焼却処理施設」という。）で試行し、継続的な処理に向けて実施上の課題や問題等の検証を行う。

(処理対象物)

第 2 条 処理対象物は、葉山町の一般廃棄物処理実施計画に定める「燃やすごみ」とする。

(第 1 期試行期間)

第 3 条 廃棄物の焼却処理を試行する期間は、平成 29 年 7 月 10 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間とする。なお、焼却残渣の搬出については、この限りではない。

(廃棄物の搬入)

第 4 条 試行期間中における廃棄物の処理量上限は、約 480 トン（日量約 10 トン）とする。

2 廃棄物の搬入日は月曜日から金曜日までとし、搬入時間は原則午前 8 時 45 分から午前 11 時 45 分まで及び午後 1 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間とする。ただし、逗子市は、焼却処理施設の円滑な業務運営等に支障があると判断したときは、搬入時間の変更を指示することができる。

3 葉山町は、1 日ごとの廃棄物の搬入量、搬入台数等の予定を記載した搬入計画を作成し、搬入しようとする月の前月 15 日までに逗子市に提出しなければならない。ただし、平成 29 年 7 月分の搬入計画については、この限りではない。

4 葉山町は、廃棄物の搬入を実施した月の翌月 10 日までに搬入実績報告書を逗子市に提出するものとする。

5 逗子市は、焼却処理施設において故障等の緊急事態が発生したときは、速やかに葉山町へ報告し、廃棄物の搬入を停止することができる。

6 葉山町は、交通事情等やむを得ないと認める特別な事情により、予定どおりに搬入等ができない状況となった場合の連絡体制を記載した書面を作成するとともに、予めこれを逗子市へ提出しなければならない。

(焼却残渣の搬出)

- 第5条 葉山町は、廃棄物の搬入量の11.7パーセント（平成28年度逗子市焼却処理施設における平均残渣率）に相当する焼却残渣を逗子市の焼却処理施設から搬出するものとし、その費用は葉山町の負担とする。
- 2 逗子市は、焼却残渣運搬計画表を作成し、搬出しようとする月の前月15日までに葉山町に提出しなければならない。ただし、平成29年7月分の運搬計画については、この限りではない。
- 3 葉山町は、前項の焼却残渣運搬計画表に基づき、運搬車両の配車計画表を作成し、運搬しようとする7日前までに逗子市へ提出しなければならない。
- 4 葉山町は、焼却残渣の搬出量を記載した実績報告書を作成し、搬出した月の翌月10日までに逗子市に提出するものとする。
- 5 逗子市は、焼却処理施設において故障等の緊急事態が発生したときは、速やかに葉山町へ報告するとともに、焼却残渣の搬出を停止することができる。
- 6 葉山町は、交通事情等やむを得ないと認める特別な事情により、予定どおりに搬出等ができない状況となった場合の連絡体制を記載した書面を作成するとともに、予めこれを逗子市へ提出しなければならない。
- 7 第1項の焼却残渣の搬出開始時期は、逗子市と葉山町で協議して決定するものとする。

(事故の防止等)

- 第6条 葉山町は、焼却施設内での廃棄物の搬入及び焼却残渣の搬出の際は、逗子市の指示に従うほか、事故の発生を未然に防止するよう努めるものとする。

(処理料金)

- 第7条 葉山町は、廃棄物の搬入量1キログラムにつき30円36銭（その内訳は、処理及び維持管理経費分を18円78銭、基幹改良工事分を11円58銭とする。）を逗子市の発行する納入通知書に記載の期日までに、逗子市の指定する金融機関に納付するものとする。
- 2 葉山町及び葉山町の処分先の責に帰すべからざる事由により、葉山町の処分先で焼却残渣の受入れができない状況となったときは、逗子市がこれを処分することができるものとする。この場合において、前項の処理料金は、葉山町が第5条第1項の焼却残渣を運搬、処分するために負担すべき金額を加えた額とする。

(損害賠償)

- 第8条 葉山町は、廃棄物の搬入及び焼却残渣の搬出の際に逗子市又は第三者に損害を与えたときは、葉山町の負担でその損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

- 第9条 逗子市は、次の事由が生じたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 逗子市が受入業務を継続することが困難になったとき。
- (2) 葉山町が本契約に定める事項に反する行為を行ったとき。

(協議)

第 10 条 逗子市及び葉山町は、本契約書に定めのない事項又は契約事項に疑義が生じたときは、それぞれの財務規則又は契約規則によるほか、その都度協議のうえ定めるものとする。

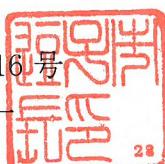
(その他)

第 11 条 本契約に関する詳細事項については別に定める。

契約の証として、本書 2 通を作成し、逗子市及び葉山町が記名押印のうえ、各自そ
の 1 通を保有する。

平成 19 年 7 月 7 日

逗子市 逗子市逗子五丁目 2 番 16 号
逗子市長 平井 龍一



葉山町 三浦郡葉山町堀内 2135 番地
葉山町長 山梨 崇仁

